

韮崎都市計画道路の変更（山梨県決定）

様式 10

韮崎都市計画道路中、3・4・6号 南下条穂坂線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・6	南下条穂坂線	韮崎市 藤井町 南下条	韮崎市 穂坂町 宮久保	韮崎市 藤井町 南下条	約1,610m	地表式	2 車線	18、 17.5、 10m	幹線街路との平面交差 2 箇所 自動車専用道路との立 体交差1箇所	終点変更 延長変更
	車線の内訳										
	構造形式の内訳										
	その他										

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

韮崎市都市計画マスタープランにおいて、韮崎駅周辺を都市拠点居住ゾーンに位置付け、都市的サービスを楽しむことができる便利な居住空間の創出に取り組んでいる。一方、韮崎IC周辺については、「やまなし未来ものづくり推進計画」の重点促進区域に指定され、工業拠点として拡大が進められており、今後、さらなる産業集積が期待されている。

こうしたなか、拠点間をつなぐ道路ネットワークの形成により、地域課題の解決・地域経済の活性化を結びつけることとし、韮崎駅周辺と韮崎IC周辺間のネットワーク強化が位置付けられている。

このため、都市計画道路・南下条穂坂線を韮崎IC周辺まで延伸し、拠点間の連携強化を図り、中心市街地の賑わいと活力ある地域づくりに繋げる。

以上のことから、都市計画道路・南下条穂坂線を韮崎I.C周辺まで延伸するよう変更するものである。